

NGO・外務省定期協議会 2017年度第2回 ODA 政策協議会(12/1)報告要請(NGO→外務省)1. 報告テーマ:

2018(平成30)年度外務省予算要求におけるODA関連予算・SDGs関連要求について

2. 本件の背景:

昨年度第1回ODA政策協議会で、外務省側から「開発協力重点方針」(以下「重点方針」)は予算の裏づけがあるものが項目化されるとのコメントをいただきました。昨年の協議会に引き続き、今後の「重点方針」の方向性を見ていくためにも、来年度ODA関連予算についてご説明をいただければと思います。

特に、昨年12月に「SDGs実施指針」(以下「実施指針」)が策定され、日本としてもSDGs達成に向けた具体的な施策の実施が行われていくことと思います。昨年の協議会では、実施指針の確定前に、予算の議題を挙げたこともあり、実施指針と予算の関係は明確ではありませんでした。実施指針が策定された今、来年度のSDGs実施の加速化に向けても、予算の裏付けは決定的に必要なかと存じます。

3. 報告いただきたい内容:

1) 2018(平成30)年度外務省予算概算要求におけるODA関連予算要求の概要、とりわけ重点項目とその考え方、規模・金額についてご報告いただけますでしょうか。また、その後の予算編成作業の中でどのような状況になっているか、可能な限りにおいて情報提供いただければと思います。

2) SDGs実施指針・具体的施策にのっとり、どのような予算上の増額もしくは変更がなされたのでしょうか。現状の予算請求において、SDGsを明示した予算請求等がありましたら、その項目内容、規模、金額等についてご教示いただければと思います。

4. 報告を受けてのNGO側対応:

外務省側のご報告をお聞きした上で、NGO側から希望者があれば当日数点コメントや質問を短く行うことを想定しております。

(要請者)

- 氏名:大野 容子
- 役職:アドボカシー・スペシャリスト/進行役
- 所属団体:(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン/(一社)SDGs市民社会ネットワーク
- 連絡先: ono.yoko@savechildren.or.jp

1. **議題名:**

教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE: Global Partnership for Education) 拠出誓約会合における日本政府の方針について

2. **議題の背景:**

教育のためのグローバル・パートナーシップ(GPE: Global Partnership for Education)は、教育関連MDGsの一つである「2015年までの初等教育の完全普及」の達成に向けた国際的なパートナーシップとして、2002年に世銀の主導で設立された、教育支援に特化した唯一のグローバルファンドです。日本政府は、これまで増資会合にてGPEへの資金援助を行うだけでなく、アフリカ諸国やラオスにおいてJICAを通じた教育支援事業をGPEと連携して展開したり、最近ではチャドの緊急事態に対してGPEを通じた緊急下の教育支援を行ったりするなど、GPEにとって重要なパートナーとなっています。しかしながら、日本政府の2003年から2016年までの間のGPEへの拠出金は、全ドナーによる拠出総額のわずか0.53%で、先進国ドナー22か国のうち17番目、G7諸国のうち最も少ない額です。

3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由):**

2018年2月初旬にセネガルとフランスが共同でホストし、ダカールで開催される予定の第三回GPE増資誓約会合は、我が国の基礎教育分野へのコミットメントとリーダーシップを国際社会に示す機会ではありますが、本会合へ向けた日本政府の取り組みについて伺いたいです。

4. **外務省への事前質問(論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係などがあれば):**5. **議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):**

- ① GPEを日本政府の教育援助政策の中で、脆弱国含む低所得国、紛争及び災害影響国への初等教育支援のツールとして戦略的に位置づけることを提案します。日本の教育援助はサブセクターについては高等教育、モダリティーについては技術協力、対象国については中所得国に比較優位と実績があります。一方、GPEは初等教育、財政支援に比較優位があり、対象国はすべて脆弱国を含む低所得国です。そこで、GPEを日本の教育援助政策において脆弱国に対する初等教育分野の財政支援のツールとして明確に位置づけ、GPEに積極的に貢献することを提案します。これによって、二国間援助と多国間援助であるGPEとのすみわけ、分業が明確になります。また、2016年の世界人道サミットで設立が合意されたEducation Cannot Wait Fundは、現在、ユニセフが事務局を務めています。今後、GPEの一つのプログラムになる予定であり、日本が重視している緊急・人道支援における貢献の観点からも意義が高いと言えます。
- ② 質問の1点目を踏まえ、2018年2月にダカールで開催される第3回GPE増資誓約会合において、拠出増額を表明されることを提案します。今回の増資会合では、2018年から20年の3年間で31億ドル以上(年間約10億ドル)が誓約されることを、豪国の元首相のジュリア・ギラード氏が議長を務めているGPE理事会は目指しています。質問は2点あり、1点目は日本政府が今回支援表明する規模を教えていただきたい。2点目は、日本政府は昨年度にチャドにおける緊急事象に対し、GPEを通じて

教育支援を行っています。昨今重視されている緊急下の教育支援としてとても重要な取り組みであります。今後もこのように補正予算を活用した支援を実施していくのか教えていただきたいです。

- ③ 前回会合において、91ヶ国の政府の首脳および教大臣、外務大臣等閣僚級含め、800名以上が参加しました。本会合はホスト国のフランス・セネガル両大統領オフィスがコミットしており、両国大統領も参加予定です。閣僚が首席代表を務めることは、日本のコミットメントを示すことに寄与します。本会合にはどなたが参加される予定でしょうか。

- 氏名: 城谷尚子
- 役職: 副代表
- 所属団体: 教育協力NGOネットワーク(JNNE)

## 2017(平成29年度)NGO・外務省定期協議会「第二回ODA政策協議会」

1. **議題名 TICADモザンビーク会議に参加登録したNGO職員のビザ拒否問題について**

(本議題は報告議題ではありますが、NGO、外務省双方からの報告の後、下記議題に関わる論点について若干の質疑と意見交換ができればと考えています)

2. **議題の背景**

8月24日から25日までモザンビーク共和国の首都マプトで開催された第1回TICAD VIフォローアップ閣僚会合に、日本外務省経由で参加登録がされていた日本のNGO職員(日本国際ボランティアセンターの渡辺直子氏)のビザの発給がモザンビーク政府より拒否されました。続いてこの職員は10月20日に同国で開催された民衆会議に出席するために改めてビザ申請をしましたが、渡航予定期限の10月24日に至るもビザが発給されることはなく、渡航を断念しました。8月のビザ発給拒否について外務省からの問い合わせに対し、モザンビーク大使館は司法当局の判断との回答した上、拒否理由の開示はできないとしました。二回目の同人によるビザ申請は、8月のビザ不発給の後モザンビーク政府から、同氏の入国を未来永劫拒否したわけではないので通常の手続きに従ってビザ申請は可能との連絡を受けてのことでした。

この事態に対し、市民社会ネットワークfor TICADは、市民社会の参加を保障しているTICAD会合の原則に反するとして声明を発表し(2017年8月15日付・別添資料)、TICADを主導する日本政府とUNDPに提出しました。TICADの歴史において参加登録をした市民社会のメンバーが入国を拒否されるのは初めてのことでした。また、ODA政策協議会のNGOコーディネーターは、コーディネーター一同の名前で「TICAD参加予定のNGO職員に対するビザ発給拒否問題に関する要請」を8月15日付で外務省に提出しました(別添資料)。

NGOコーディネーターの要請書においては、この問題が、本年7月11日に行われた政策協議会において同氏がモザンビークで行われている日本政府の援助事業であるプロサバナ事業に関する報告を行ったこと、また、この事業に異議を唱える農民に対して圧力をかけているモザンビーク政府のガバナンスに疑義があるとの主張を行ったことに原因がある可能性を指摘しています。ODA政策協議会の公開性、透明性、参加の原則に影響を与える問題であり、TICADを主導し、プロサバナ事業の事業主体でもある外務省に関わりがある問題であるとして、解決に向けての協力を要請しています。

同氏が所属するJVCと、JVCとともにプロサバナ事業に関する外務省との意見交換会(ODA政策協議会から派生、現在まで20回開催)の参加団体であるモザンビークの開発を考える会は、WEB上の署名活動を行い外務省に問題解決の要請を行っています。2017年11月末の時点で4,500筆以上の署名が集まり、署名添付の上要請書を外務省に提出したとのことです。また毎日新聞をはじめ複数のメディアがこの問題を取り上げており、NGOのみならず一般の人々の間においても一定の関心の高まりがみられます。

JVCによれば、本件について外務省はJVCからの依頼をうけ、モザンビーク政府に対して問い合わせや問題解決に向けた働きかけを行ってきているとのことです。ODA政策協議会コーディネーターとして感

謝の意を表したいと思います。同時に、事の次第を外務省、NGO双方から改めて報告をしていただくとともに、本議題が問題の解決に向けたNGO・外務省の協力のあり方について今後の協議の出発点になればと考えます。

### 3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由)**

- 1). 日本政府が主導する国際会議での、しかも外務省経由でなされた参加登録NGOがビザ不発給、入国拒否の扱いを受けたことについて、日本政府として、また国際社会としていかに対応すべきか。
- 2). プロサバナ事業に関わる調査・研究・提言活動が原因でNGOがビザ不発給の措置を被った場合の外務省の立場及び問題に対する対応はいかにあるべきか。また、プロサバナ事業に限らず、他の日本のODAに関わる調査・研究・提言活動についても外務省の立場及び対応はいかにあるべきか。
- 3). 世界的にNGO・CSOの活動の自由な領域が狭まる傾向(移動の自由、活動の自由、表現の自由に対する規制が強化される)があるなか、SDGs目標16で謳われるの「参加型及び代表的な意思決定」、「基本的自由を保障」や目標17の「市民社会とのパートナーシップ」の原則をNGOと政府が協力して以下に実現していくべきか。
- 4). ODAの対象国に対して、外務省は自由、人権、民主主義を共通の価値としてのガバナンスの強化を目指すとの観点に立った場合、開発協力大綱に掲げる「NGOとのパートナーシップ」による協力はいかにあるべきか。

### 4. **議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと)**

#### 【外務省から報告いただきたい事項】

- 1). 日本政府が主導する復興・開発協力に関わる多国間国際会合(カンボジア復興国際委員会会合、アフガニスタン復興支援国際会議、TICADなど)において、参加登録がなされた市民社会の参加者が会合の開催国で入国を拒否された事例はあったか、もしあった場合に日本政府はどう対応したかをお尋ねしたい。
- 2). ODA政策協議会コーディネーターの要請に対して外務省の回答及び外務省がとった対応についてご報告いただきたい。
- 3). ODA政策協議会コーディネーターの要請書問題の背景として示されたビザ拒否問題とプロサバナ事業との関係について外務省の見解をお聞きしたい。

4). ODA事業に関わる調査・研究・提言活動を行う日本のNGOが当該国政府によるビザ不発給や入国拒否にあうという事態が今後他の国でも生じる可能性がある。その場合、日本のODAを良くしていくためにNGOと外務省が協力するという観点から外務省としてどのような対応が可能であるかお聞きしたい。

【加えて以下の点を論点として提起しておきたい。】

まず、本議題に関わる問題は、モザンビーク政府という一政府による、JVCという一NGOの職員に対するビザ不発給という問題ではあるが、広く日本のNGO全体および外務省に関わる問題であると考えられる。

過去他の国でODA事業を良くするための調査・研究・提言活動を行うNGO関係者が当該国から入国拒否にあう事例は存在するが、問題解決のためにNGO間及びNGOと外務省との間で協働の努力がなされたか、なされた場合どれほど効果的なものであったかが改めて問われる。強権政府の虎の尾を踏んでしまったから仕方がない、で済ませてはならない問題であると思われる。

特に留意すべきは、ガバナンスに問題があり市民の自由な活動が保障されていない国では、現地のNGO・CSOが政府の政策に異議を唱える際に海外のNGO・CSOとの協力がなければ政府の直接の圧力や弾圧に晒される危険がある。現地に赴き、事実を把握した上で国際場裏での問題改善の努力がなされなければならない。さもなければ、日本のNGOの活動の自由な領域が狭められると同時に、当該国のNGO・CSOの活動の自由が一層の脅威に晒される事態が並行して進行すると考えられる。

- 氏名：高橋良輔（ODA政策協議会コーディネーターを代表して）
- 役職：ODA政策協議会コーディネーター、NGO福岡ネットワーク理事
- 所属団体：NGO福岡ネットワーク



**TICAD VI フォローアップ閣僚会議参加希望者への  
ビザ不発給措置について強く再考を求めます**

市民ネットワーク for TICAD

日本政府が主導するアフリカ開発のための多国間イニシアティブである「アフリカ開発会議」(TICAD)は、市民社会や民間セクター、国際機関等に幅広く門戸を開いてきました。8月24-25日にモザンビーク共和国の首都マプトで開催される第1回 TICAD VI フォローアップ閣僚会合にも、政府のみならず市民社会、企業等が「全員参加型」でアフリカ開発について討議することが期待されています。

ところが、この期待に水を差すような事態が生じています。8月10日、駐日モザンビーク共和国大使館は、同会合に参加するためにビザ発給を申請していた(特活)日本国際ボランティアセンター(JVC)の南アフリカ事業担当、渡辺直子さんに対して、ビザを発給しないことを通告しました。ビザ不発給措置の理由はいまだ不明ですが、TICADに参加を希望する市民社会関係者にビザを発給しない措置が取られた例はこれまでありません。TICADを日本、アフリカの市民社会に開かれたものにするために活動してきた私たち市民ネットワーク for TICADとしては、今回の措置は極めて残念です。

JVCは、日本のNGOの草分け的存在として、世界各地ですぐれたコミュニティ開発の事業を手掛けてきました。南アフリカ共和国では、コミュニティ・ヘルス・ワーカーの育成やHIV陽性者の相互扶助団体の育成など、「人間の安全保障」やSDGs達成に直結した事業を展開しており、渡辺直子さんはこの事業の直接の担当者でもあります。南部アフリカ地域で優れた事業を展開するNGOの担当者が、同地域で2009年以来8年ぶりに開催されるTICAD閣僚会議に参加できないことは、市民社会として極めて大きな損失であると言わざるを得ません。

私たちは、モザンビーク共和国政府に対し、本措置を再考し、渡辺直子さんへのビザを発給することを求めます。また、TICADを共催する日本政府、アフリカ連合委員会、国連開発計画(UNDP)、国連アフリカ特別顧問事務所(UNOSAA)、世界銀行には、本措置の再考をモザンビーク政府に要請することを求めます。また、オーナーシップとパートナーシップの原則に基づいてアフリカ開発を進める開かれたイニシアティブであるTICADの価値を守るためにも、今後、このような事態が生じないようにすることを求めます。

以上

**賛同団体**

**1. 日本の団体(五十音順、法人格は省略名を掲載)**

アフリカ日本協議会、アフリカ理解プロジェクト、ウーマンズフォーラム魚、(特活)オックスファム・ジャパン、(特活)国際協力NGOセンター(JANIC)、(一財)CSOネットワーク、Japan Youth Platform for Sustainability、(公財)ジョイセフ、(公社)セーブ・ザ・チルドレン・ジャパン、(特活)DPI日本会議、(特活)日本国際ボランティアセンター(JVC)、(特活)Little Bees International 他2団体

**2. 海外の団体(アルファベット順)**

Civic Commission for Africa (アフリカ市民協議会、アフリカ全域)、African Network against Illiteracy, Conflicts and Human Rights Abuses (非識字・紛争・人権侵害に反対するアフリカネットワーク、カメルーン)、Development Diversity Services (開発多様性サービス、ボツワナ)、East African National Networks of AIDS Service Organizations (東アフリカ全国エイズ・サービス組織ネットワーク連合、タンザニア)、Ligue Tunisienne pour la Défense des Droits de l'Homme (人権を守るチュニジア連盟、チュニジア※2015年ノーベル平和賞受賞団体)、ONG-Diplomatie et Paix Internationales (外交と国際平和NGO、ブルキナ・ファソ)

本文書に関する連絡先: 市民ネットワーク for TICAD (担当: 稲場)

電話: 03-3834-6902 ((特活)アフリカ日本協議会)、メールアドレス: info.jcnt@gmail.com



## Request for Reconsideration of a visa denial to a civil society participant of TICAD Meeting in Mozambique

Tokyo International Conference on African Development (TICAD), a multilateral initiative for African development led by the government of Japan, has always had its door open for civil society, private sector, and international organizations. The First TICAD VI Follow-up Ministerial Meeting is expected to be held in Maputo, the capital of the Republic of Mozambique, from August 24–25, with diverse participation including civil society, private sector, and international organizations, as well as African and other governments, to ensure a multi-sectoral dialogue for African development.

Unfortunately, the opportunity for this multi-sectoral dialogue for African development is now at risk. On 10 August, The Embassy of the Republic of Mozambique in Tokyo has expressed that the government will not issue its visa to Ms. Naoko Watanabe, South Africa Program Officer, Japan International Volunteer Center (JVC). Until now, there has been no explanation for the decision denying her a visa. This is the first case of a visa denial in the 24-year history of TICAD for a civil society applicant who wants to participate in TICAD. We, Japan Citizen's Network for TICAD, express our deep concern regarding this decision to deny Ms. Watanabe a visa.

JVC, a prominent Japanese civil society organization working for international cooperation, has been working for community development in diverse countries and regions of the Global South. In the Republic of South Africa, it has been working for capacity building of community health workers and supporting community groups of people living with HIV/AIDS. These projects are based on human security and aim to achieve SDGs in the region. Ms. Watanabe is an expert with many years of experience working on projects in and for the region. It will be a great loss for the TICAD meeting that Ms. Watanabe, who is the program officer working directly for these projects, will not be able to participate in the TICAD meeting, which will be held in Southern African region for the first time in eight years after TICAD Ministerial Meeting in Gaborone in 2009.

We, Japan Citizen's Network for TICAD, request the government of the Republic of Mozambique to reconsider their decision and to issue a visa for Ms. Watanabe. We also request TICAD Co-organizers, including the government of Japan, African Union Commission, UNDP, UNOSAA, and World Bank, to request that the government of the hosting country to reconsider their decision. TICAD Co-organizers should prevent such an exclusion of civil society participants for the future of TICAD. We believe that it is necessary to keep the unique value of TICAD, which is an open and multi-sectoral initiative for African development, under the principles of co-ownership and partnership.

### Signatures (Alphabetical order)

1. **Overseas CSOs:** Civic Commission for Africa, African Network against Illiteracy, Conflicts and Human Rights Abuses (Cameroon), Development Diversity Services (Botswana), East African National Networks of AIDS Service Organizations (Tanzania), Ligue Tunisienne pour la Défense des Droits de l'Homme (Tunisia, Nobel Peace Prize Laureate) ONG-Diplomatie et Paix Internationales (Burkina Faso)
2. **Japanese CSOs:** Africa Japan Forum, Africa Rikai Project, CSO Network Japan, Japan National Assembly of Disabled Peoples' International, Japan International volunteer Center (JVC), Japan NGO Center for International Cooperation (JANIC), Japan Youth Platform for Sustainability, JOICFP, Little Bees international, Oxfam Japan, Save the Children Japan, Women's Forum Fish, and other 2 CSOs

Contact: Japan Citizen's Network for TICAD (Focal Point: Masaki Inaba)  
Phone: +81 3 3834 6902, E-mail: info.jcnt@gmail.com

2017 年 8 月 15 日

外務省

国際協力局局长 梨田和也様  
中東アフリカ局アフリカ部長 大菅岳史様  
CC. 中東アフリカ局局长 岡 浩様  
同アフリカ部参事 岡田誠司様  
国際協力局参事・NGO 大使 牛尾 滋様

TICAD 参加予定の NGO 職員に対するビザ発給拒否問題に関する要請

日頃 ODA 政策協議会におきましては、多大なご協力をいただきありがとうございます。  
私たち ODA 政策協議会の NGO コーディネーターは、ODA 政策協議会の公開性、透明性、参加の原則を確保すべく尽力してまいりました。何人たりとも協議会の場での討議や発言によって規制や脅迫など市民社会の自由な活動が阻害されることのないよう特段の注意を注いでまいりました。

しかるに、去る 8 月 10 日、8 月 25 日よりモザンビーク共和国の首都マプトで開催される第 1 回 TICAD VI フォローアップ閣僚会合に参加するためビザ申請をしていた日本の NGO 職員（日本国際ボランティアセンターの渡辺直子氏）がモザンビーク政府よりビザ発給を拒否されるという事態が発生しました。この NGO 職員は 7 月 11 日に開催された ODA 政策協議会でモザンビークにおけるプロサバナ事業に関する議題の発題者の一人でした。

本議題においては、当該事業の影響をうけるモザンビーク小農 11 人によって JICA の制度に基づいた異議申し立てが行なわれたことに関して、またモザンビークにて開催される TICAD VI フォローアップ閣僚会合に関して当該 NGO 職員より報告と質問が行われました。プロサバナ事業は 2012 年 12 月の ODA 政策協議会で初めて議題に上げられ、その後協議会の分科会として発足したプロサバナ事業に関する NGO・外務省意見交換会では 20 回に及ぶ協議が重ねられてきました。私どもは、当該議題に関する NGO 側からの報告や問題提起はモザンビーク小農や市民社会組織の声を代弁したものであり、また現地での実地調査で明らかになった事実をもとに行われたと認識しています。

ビザ発給拒否の理由はいまだ不明ではありますが、ODA 政策協議会や意見交換会での発言やプロサバナ事業に関する一連の提言活動が影響しているのではないかと懸念しております。仮にそうだとすれば政策協議会の公開性、透明性、参加の原則を著しく損なう事態です。また、TICAD では発足当初から市民社会とのパートナーシップが重視され、市民社会組織の参加と自由な討議が尊重されてきたことを鑑みるに、この問題が一団体の問題ではなく、市民社会全体および TICAD を主導してきた日本政府にとっても重大な問題であると考えます。開発協力大綱で謳う NGO とのパートナーシップや、SDGs 目標 16 の「参加型及び代表的な意思決定」、「基本的自由を保障」や目標 17 の「市民社会とのパートナーシップ」の原則にも反することは明らかです。

つきましては、外務省におかれましては、モザンビーク政府に対してビザ発給拒否理由の開示および発給拒否撤回の要請をしていただくとともに、本件に関する「当事者」としての外務省の姿勢を示していただきたく、ここに要請いたします。

ODA 政策協議会 NGO コーディネーター  
西井和裕、加藤良太、谷山博史、大野容子、高橋良輔、原 征治

## 〈NGO・外務省定期協議会 議題案／質問状記入シート〉

日本国際ボランティアセンター、モザンビーク開発を考える市民の会

## 1. 議題案名：

日本によるナカラ経済回廊開発と社会的影響

## 2. 議題の背景：

2008年、日本政府は、第4回アフリカ開発会議（TICAD IV）で「アフリカの広域回廊整備」を対アフリカ支援策の目玉として表明、2013・2014年の対モザンビーク国別援助方針ならびに事業展開計画において「経済回廊開発」を主軸とした計画を策定し、北部の「ナカラ回廊」地域の開発を中心に据えることを発表した<sup>1</sup>。そして、これらに呼応する形で、2009年には、同回廊地域での農業開発のために、「日本・ブラジル・モザンビーク三角協力によるモザンビーク熱帯サバンナ農業開発プログラム（プロサバンナ事業）」に合意<sup>2</sup>、一方で、モザンビークとの二国間協力として「ナカラ回廊経済開発戦略策定プロジェクト（PEDEC-Nacala）」を立ち上げ（署名2011年11月18日、当初期間2012年3月2日から2013年12月20日）、インフラ整備に乗り出した<sup>3</sup>。

プロサバンナ事業は北部3州（ナンブーラ、ニアサ、ザンベジア）を、PEDEC-Nacalaはこれにテテ州およびカーボデルガド州を加えた5州を対象としており、2017年2月のODA政策協議会における外務省の説明によれば、「PEDECのマスタープランの農業部分はもっと地域も広い」ものとされている。このため、「プロサバンナ事業のマスタープランはモザンビーク政府の開発計画であるPEDECマスタープランと整合するよう」モザンビーク政府が必要な調整を行うものであり、「双方の基本的な理念、戦略に矛盾はない」とされている<sup>4</sup>。PEDECの目的は、ナカラ回廊に「適切な開発と投資を導くための戦略を策定すること」と記されている<sup>5</sup>。両事業が連動し、整合している必要性については、PEDEC-Nacala開始にあたってのコンサルタントへの業務指示書等でも確認することができる<sup>6</sup>。なお、プロサバンナ事業のマスタープランは未完だが、PEDEC-Nacalaについては、2015年4月付で策定されたものが2016年12月になって公開されている。

これらの事業と並行して、この間、日本政府はナカラ回廊開発への投資促進に向けて積極的に動いてきた。TICADV直前の2013年4月には、サハラ以南アフリカで初めての「二国間投資協定」を締結、2014年1月には安倍首相が日本から19社・機関を伴いモザンビークを訪問し、5年間で700億円のODA供与を表明するとともに官民連携による投資拡大を強調した。今年3月にはモザンビークのニュシ大統領が来日、「日・モザンビーク・ビジネスフォーラム」が開催され、大統領自らが資源開発や農業分野の投資を呼びかけた。また、首脳会談でも日本からの投資促進に一致、これを受けて、日本企業による対モザンビーク投資への動きが相次いでおり<sup>7</sup>、8月にモザンビークの首都マプトで開催されたTICAD閣僚会合には日本企業が多く参加、投資セミナーが開催されている。

しかし、両国の官民連携による投資加速化の一方で、現地ではすでにナカラ回廊開発における被害が確認・報告されている。例えば、三井物産が出資参画する、ブラジル・VALE（ヴァーレ）社による<sup>8</sup>テテ州・モアティゼ炭鉱開発では人権侵害が発生しており、過去のODA政策協議会でも報告してきた<sup>9</sup>。同じく両企業の経営参画で行われているナカラ回廊鉄道整備・拡張事業においても、2014年から16年度にかけて日本の市民社会がモザンビーク農民・市民社会組織と共同で実施した現地調査により、周辺地域の住民に対する被害の実態が明らかになっている<sup>10</sup>。また、本協議会において毎年議題として取り上げてきた「プロサバンナ事業」においても、事業下における現地の人権侵害について外務省およびJICAに繰り返し伝え、状況改善を求めてきた<sup>11</sup>。しかし、これに改善がみられないだけでなく、JICAによる社会介入が示唆される出来事が頻発したため、今年4月、現地小農を中心とした住民11名が、事業がJICAの環境社会ガイドラインに違反しているとして異議申立を行う事態となった<sup>12</sup>。

そして、11月1日、環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立審査役による4カ月の審査の結果、上記プロサバンナ事業に対する異議申立について「ガイドラインへの違反はなかった」とする

調査報告書が JICA 理事長ならびに同申立の代理人らに提出された。この審査結果は、直ちに日本語と英語版は JICA サイトで公開される一方で、11 月 14 日現在、モザンビークの公用語であり申立人が唯一読めるポルトガル語版は作成中として、申立人は報告書の内容を確認し異議を唱えることができない状態に置かれたまま、結果が一人歩きする危険が生じている。（\*12 月 1 日にポルトガル語版が提供されたとの情報）

### 3. 議題に関わる問題点（議題に上げたい理由）：

3～5州という広範囲にわたる、大規模で社会への影響が大きい以上の事業を日本が主導して進めている中、日本政府が現地の住民の声や被害に真摯に向き合う必要があることは言うまでもなく、また現地で起きている人権侵害への具体的な対応の重要性については、本協議会等において、これまで外務省からも繰り返し述べられてきた。その意味で、今回のプロサバンナ事業に対する異議申立について忘れてならないのは、2012年12月以来、約5年間にわたり同事業に関する協議を続けてきたにもかかわらず、小農を中心とする地域住民らが、異議申立という「最終手段」とも言える方法を取らざるを得ない状況まで追い詰められていたことを今一度踏まえ、事業の実施主体として責任ある対応を検討することである。

実際、同審査報告書においても、この審査結果をもって事業を進められるとの結論は導き出されておらず、その総括・終章にあたる第4章において、「当事者間の認識の違いとその背景」があえて取り上げられ（その内容については大いに疑問が残るものの）、「対立的状況に至った背景について理解」することの必要性に触れられており、今後、日本政府を含む事業の当事者間の「信頼関係が醸成されていくこと」が事業を進めていく上での前提となることが確認されている<sup>13</sup>。同様のことは、同じく地域住民からの「被害」が報告されている、他のナカラ回廊開発にも当てはまる。

以上から、ODAを主管する外務省には、日本が推進してきたナカラ回廊開発が地域住民の被害と懸念を引き起こしてきた（少なくとも住民の目から見た時に）ことを踏まえた「経済回廊開発政策」への取り組みが不可欠である。その点で、ナカラ回廊開発を推し進める他の主体—モザンビーク政府、JICA、企業、JBICならびに財務省などの関係機関—に対し、この審査結果をもって各種事業を進めていいという誤ったメッセージが伝わらないよう確認し、対応していく責任があると考えられる。

実際、プロサバンナ事業を推進する立場にあり、異議申立書において人権侵害の加害者として訴えられていたナンブーラ州の農務局長が、調査報告書の公表後、すでに申立人を含む異議を唱える人びとへの攻撃的発言を開始していることが確認されている<sup>14</sup>。現地の農民・市民社会組織に対する人権侵害状況が悪化しないよう、これまで以上に現地の状況を注視し、具体的かつ有効な対策を早急に講じていくことが必要とされている。

なお、上記異議申立の審査については、審査そのものの独立性と、調査から分析・検討そして審査結果にいたるプロセスにおける透明性・公正性・人道性に疑問が残る結果となっている。実際、調査段階から申立人による疑問の声があげられていた。これらについては日本の市民社会による分析・評価報告書を近日内に発表する予定にしており、今回、審査の詳細については議論をしないが、異議申立制度そのものの課題が明らかとなった審査だったことをここで確認しておく。

また、上記の農務局長の発言に代表されるように、この間、モザンビーク政府のガバナンスの問題は解決されてはいない。ナカラ回廊開発の中心地であるナンブーラ市で、汚職撲滅のために尽力してきた野党系の市長が、10月5日の「平和の日」に何者かに暗殺され、「表現の自由」への明らかな攻撃であると地元紙は報じている<sup>15</sup>。国際紙も、「批判的な市長が暗殺」との見出しを掲げ、「野党が強いナンブーラ」で起こったこととして、この事件を報じるとともに、昨年には最大野党 RENAMO の和平交渉担当者の暗殺があったことを指摘している<sup>16</sup>。現在モザンビークでは2018年10月に予定されている地方自治体選挙に向けて社会不安が増大している。10月9日には、野党 MDM の党支部が放火されるなど、各地で不安が高まっている<sup>17</sup>。

さらに、2017年2月のODA政策協議会などでも指摘してきたとおり、2016年4月よりIMFならびにドナー各国が融資を停止するに至った「債務隠し」問題はいまだ解決しておらず<sup>18</sup>、FBIもかかわる形で捜査されているが、モザンビーク政府の協力が得られないことにより調査がスタックしており、一般財政支援も国際監査が完全に行われない限りは供与されないとの発表があった<sup>19</sup>。この点については、実際、日本政府においても、2015年6月を最後に、円借款供与を行っていない。

なお、債務隠し問題、ガバナンスおよびナカラ回廊開発（特に、ナカラ鉄道整備・拡張）においてすでに生じている被害について同様に協議を重ねてきている財務省は、モザンビークの状況について「全般としてポリティカル・テンションの問題があることはその通り」であり「ここ最近ほどの指標を見てもガバナンスの状況が悪化しているのは明らか」とし、これを踏まえ「こういう状況でプロジェクトをやるにあたっては、よほど慎重にやらなければならない」と述べている。さらに、ガバナンスについては国家財政の管理面のみならず「住民を含めたガバナンスにどう対応してやっていくかが大事だ」とし、「プロジェクトを推進するときに土地収用の説明をちゃんとし、住民に対しての理解を求めてプロジェクトを推進していく」など「住民を含めたガバナンス、住民も納得するような」ガバナンスの重要性をその見解として示している<sup>20</sup>。

一方で、これら事業そのものの内容に掛かる課題も残されている。プロサバンナ事業が、現地小農たちの抵抗を受けて「小農支援」に転換するなか、当初書き込まれていた計画などが「事業の枠外」で進んでいる状況となっている。すなわち、プロサバンナの最新のマスタープラン・ドラフトにおいては「投資」や「大規模農業」といった言葉が消え、「家族農業」や農民らの「主権」、地域の農業において「女性」が果たす役割の重要性について触れられるようになった。

しかしながら PEDEC-Nacala のマスタープランおよび分析レポートである「『農業及び資源のためのナカラ回廊広域物流網の強化』に関する戦略的マスタープラン」においては<sup>21</sup>、農業は、インフラ分野の維持運営を可能にするための投資を呼び込むために「貨物需要を満たす存在」として、あるいは海外投資企業のための「ビジネスチャンスを提供する分野」として描かれており、小農についても「商品作物」を供給し、その栽培を通じて農業投資と共存すべき存在として描かれている。これらはいずれも、当初のプロサバンナ事業の構想に見られた点である。このために、いずれの事業のマスタープランにおいても、現在小農らが実践している農業のあり方ならびに小農ら自身は「変えられるべき」存在として描かれており、このことはこれまで抵抗を続けてきた小農らの主張に反している。加えて、プロサバンナ事業のマスタープランの改定をもって「土地収奪は起きない」との説明がなされているものの、実際にはナカラ経済回廊開発下における同地域で土地収奪が絶えないことを踏まえれば、ナカラ回廊開発と連動したプロサバンナ事業をこのまま実施することによる住民生活への悪影響は容易に予想、懸念される。

以上のことから、国と地域の民主的ガバナンスあるいは民主主義の定着や安定、住民の人権擁護のために、被害者の訴えを無視して事業を進めてはならず、外務省としても、モザンビーク政府のガバナンスに対する見解を明らかにした上で、具体的な対応を取ることが求められている。

#### 4. 外務省への事前質問（論点を詰めるために事前に確認しておきたい事実関係など）：

- (1) 現在のモザンビークの財政管理ならびに和平・民主主義・人権を含むガバナンスの状況に対する見解。また、それについて、具体的に何の資料に基づき、現地の状況把握を誰がどのような手法で行い、導き出されたのか。
- (2) 今年3月の安倍首相とニュシ大統領の「共同声明」が、外務省サイトに次のように示されている<sup>22</sup>。この点を外務省としてどのようにフォローアップし、現状においてどのような状況にあるのかに関する説明。また、国際監査企業やFBI等からも批判されているモザンビーク政府の情報開示への非協力状況に関する見解。

*「14. ニュシ大統領は、安倍総理大臣に対し、非開示債務問題を含むモザンビークの最近の経済状況を説明した。ニュシ大統領は、国際通貨基金（IMF）及びその他関連当事者と協力し、可能な限り早急にこの問題を解決するため、民間債権者と交渉するというモザンビークのコミットメントを再*

確認した。安倍総理大臣は、ニュシ大統領に対し、可能な限り早急にモザンビークの国際的信用を回復するため最大限努力するよう促した」

- (3) 以上を踏まえた、今後のモザンビークに対する援助の具体的な方針。特に、「債務隠し」問題が未解決であることへの見解と今後の無償を含む日本政府全体としての援助や外交アプローチと計画。なお、無償については、今年の7月に海外メディアで「Japan freezes \$100M in grants and loans to Mozambique amid debt talks」と報じられた<sup>23</sup>。これらに対する具体的な詳細の説明。
- (4) 2014年2月の安倍首相のモザンビーク訪問時に約束された「700億円」供与の現状・実績（何年に何にいくら拠出したのか）・ 今後の予定の具体的な詳細。
- (5) プロサバンナ事業について現地の当事者から「異議申立」があったことそのものへの外務省としての見解と、審査結果が出たことを受けての今後の方針と具体的な対応。また、特に、P3で述べたとおり、審査結果が出た後にすでに現地で人権侵害が報告されていることを、どのように踏まえ、どのような具体的な対応策をとるのか。今後、現地小農・市民社会の人権を守るための具体的な方策。
- (7) 申立人が公用語のポルトガル語しか理解できないのを知っていながら、異議申立書のポルトガル語版の提供が1ヶ月も後になった理由。他方で英語版が先に作成・公表された理由また、申立人は「意見書」を提出する権利を有しているが、JICAの提出した反論資料<sup>24</sup>や「調査結果」から担当部署から1ヶ月以内に提出されることになっている「意見書」の中身も検討する必要がある。これらの資料・意見書のポルトガル語訳はいつどのタイミングで提供されるのか。結果的に、申立人の意見書提出は相当の時間がかかる見込みであるが、それを外務省・JICAとして待つ姿勢の有無。

※なお、外務省との事前会合でもお願いしたとおり、当日の議論を有意義なものとするために、以上の質問に対する回答を、当日口頭で話すのではなく、できたら事前に、紙にまとめたものでいただきたい。（NGO側は、事前に本議案書をまとめ、開催の一週間強前に外務省に提出している。）

5. 議題に関わる論点（定期協議会の場で主張したいことや、外務省に確認しておきたいと現段階で考える点）：

- 新開発協力大綱でも平和、民主主義とガバナンスは重視されており、またJICAのガイドラインでも同様である。また、「債務持続性」の重視は、円借款が焦げ付いた後、日本政府全体の基本的な原則であったと考える。しかし、日本が官民一体となって関与する「ナカラ経済回廊開発」においては、これらの点が十分配慮されていると受け止めることが難しい現実がある。大枠では、この点について主張し、論じたい。
- 本議案書でも示した通り、モザンビークが現在の状況（汚職・ガバナンス悪化、人権侵害、武力衝突、債務のデフォルト）に至るまで、日本のNGOは、2013年度から繰り返し警鐘を鳴らし続けてきた。その際には、現地パートナー組織との共同調査や情報交換、現地・国際などの多種多様な文献の調査、そして専門性の蓄積に基づいた、エビデンス・ベースの問題提起が行われてきたと考える。これは、ODA政策協議会という場に期待される役割を、市民の側から果たすことで、政府と共同で政策の改善を実現し、日本のODAを有効に活かすとともに社会の理解を得たいという願いによるものであった。しかし、残念ながら、モザンビーク・ナカラ回廊をめぐる日本の援助においては、これらの警鐘は耳を傾けられることなく、むしろ無視（あるいは軽視）される形で援助の肥大化が進み続けたと考えざるを得ない。この点について、日本政府としてどのように受け止め、今後どのような努力がなされる可能性があるのか、市民の立場から知りたい。

- 氏名：渡辺直子
- 所属団体：特定非営利活動法人 日本国際ボランティアセンター
- 連絡先（電話、Emailアドレス、スカイプアドレス）：03-3834-2388/nabekama@ngo-jvc.net

以上

- 
- <sup>1</sup>対モザンビーク共和国 国別援助方針（2013.3）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072471.pdf>  
および事業展開計画（2016.4）<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000072472.pdf>
- <sup>2</sup> [https://www.jica.go.jp/topics/2009/20090928\\_01.html](https://www.jica.go.jp/topics/2009/20090928_01.html)、[https://www.jica.go.jp/story/interview/interview\\_75.html](https://www.jica.go.jp/story/interview/interview_75.html) など
- <sup>3</sup> <https://www.jica.go.jp/project/mozambique/002/outline/index.html> これより前に、2008年にナカラ経済特区の調査、2010年に南部アフリカ成長ベルト広域協力プログラム準備調査が行われ、2011年10-11月にPEDECの詳細準備調査が行われている。
- <sup>4</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000251004.pdf>
- <sup>5</sup> <https://www.jica.go.jp/project/mozambique/002/outline/index.html>
- <sup>6</sup> プロサバンナ事業のマスタープランの正式名称「Agricultural Development Masterplan for Nacala Corridor」、すなわち“ナカラ回廊のための農業開発マスタープラン”からもプロサバンナがナカラ回廊開発の一環として位置付けられていることがわかる。
- <sup>7</sup> <http://www.iza.ne.jp/kiji/economy/news/170316/ecn17031618480023-n1.html>
- <sup>8</sup> <https://www.mitsui.com/jp/ja/innovation/business/vale/index.html>  
[http://www.mitsui.com/jp/ja/release/2016/1220831\\_8913.html](http://www.mitsui.com/jp/ja/release/2016/1220831_8913.html)
- <sup>9</sup> [http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda\\_ngo/taiwa/oda\\_seikyo\\_13\\_3.html](http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/shimin/oda_ngo/taiwa/oda_seikyo_13_3.html)
- <sup>10</sup> これらについては、財務省 NGO 定期協議会でも協議してきている。
- 第 61～64 回協議会配布資料および議事録 <http://jacses.org/sdap/mof/gijiroku61-70.htm>
- <sup>11</sup> プロサバンナ事業に関する NGO・JICA・外務省意見交換会資料など  
<http://ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy/prosavana-jbm.html#prosavana>
- <sup>12</sup> 異議申立および調査報告書いずれも掲載 [https://www.jica.go.jp/environment/present\\_condition\\_moz01.html](https://www.jica.go.jp/environment/present_condition_moz01.html)
- <sup>13</sup> [https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/report\\_171101.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/report_171101.pdf)
- <sup>14</sup> 11月初旬にナンプーラ市で開催されたビジネス会合における発言。会合の録音データにより確認されている。
- <sup>15</sup> <http://clubofmozambique.com/news/murder-of-nampula-mayor-represents-a-hard-blow-to-the-construction-of-a-state-of-democratic-rights/>
- <sup>16</sup> <https://www.bloomberg.com/news/articles/2017-10-05/critical-mozambique-mayor-shot-dead-in-opposition-stronghold>  
など
- <sup>17</sup> <http://clubofmozambique.com/news/mdm-headquarters-in-gaza-torched/>
- <sup>18</sup> 詳細は、<http://www.mofa.go.jp/mofaj/gaiko/oda/files/000251015.pdf> や第 61～64 回財務省 NGO 定期協議会 NGO 側資料など <http://jacses.org/sdap/mof/gijiroku61-70.htm>
- <sup>19</sup> <http://clubofmozambique.com/news/breaking-us-investigates-credit-suisse-vtb-and-bnp-paribas-for-roles-in-selling-mozambique-debt-wsj/>、<http://clubofmozambique.com/news/no-budget-support-while-kroll-audit-incomplete-aim-report/>  
など
- <sup>20</sup> <http://jacses.org/sdap/mof/gijiroku/mof63.pdf>、<http://jacses.org/sdap/mof/gijiroku/mof64.pdf>
- <sup>21</sup> [http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12268074.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12268074.pdf)、[http://open\\_jicareport.jica.go.jp/pdf/12268090.pdf](http://open_jicareport.jica.go.jp/pdf/12268090.pdf)
- <sup>22</sup> <http://www.mofa.go.jp/mofaj/files/000237248.pdf>
- <sup>23</sup> <https://www.journalducameroun.com/en/japan-freezes-100m-in-grants-and-loans-to-mozambique-amid-debt-talks/>  
など
- <sup>24</sup> [https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/material\\_170704\\_01.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/material_170704_01.pdf)

NGO・外務省意見交換会 ODA政策協議会（2017年12月13日開催）  
（日本国際ボランティアセンター、モザンビーク開発を考える市民の会）

## 議題案：日本によるナカラ経済回廊開発と社会的影響

### －別添資料－

1. 日本 NGO【声明】「モザンビーク住民による JICA への異議申立の不当な審査手法・結果」（2017年11月17日）
2. 第3回「三カ国民衆会議」の宣言文（2017年10月25日）（英語）

## 【声明】

### モザンビーク住民による JICA への異議申立の不当な審査手法・結果 （プロサバンナ・マスタープラン策定支援事業 ProSAVANA-PD）

2017年11月17日

2017年4月27日に、プロサバンナ事業の対象地であるモザンビーク北部の住民11名が、JICA（独立行政法人 国際協力機構）が進める「ナカラ回廊農業開発マスタープラン策定支援事業（ProSAVANA-PD）」に対して「環境社会配慮ガイドラインに基づく異議申立」を行いました<sup>i</sup>。これらの住民は長らく異議申立を検討していましたが、さらなる被害を懸念し躊躇していたところ、現地政府による人権侵害の状況に改善が見られないだけでなく、JICAによる社会介入が示唆される出来事が頻発したため危機感を強め、今回の異議申立に至りました<sup>ii</sup>。

正式な手続きを踏んだ異議申立を受けて、JICAによって選ばれた異議申立審査役3名（松下和夫名誉教授、金子由佳教授、早瀬隆司名誉教授）は、同年5月17日に予備調査を開始し、7月3日に本件を本調査に移すことを発表しました<sup>iii</sup>。2010年に異議申立制度が設置されてから、本調査に進んだケースは一件にすぎず<sup>iv</sup>、画期的なことでした<sup>v</sup>。

7月4日に本調査が開始され、7月下旬に現地調査が実施されることになりました。しかし、その準備に問題が散見されたため、私たち日本の NGO は、7月21日に、JICA 理事長宛に要請書を提出しています<sup>vi</sup>。その上で、7月26日には、現地調査の延期を含む要望書を審査役に手交しました<sup>vii</sup>。しかし、現地調査は7月29日から8月6日まで実施され、7月30-31日には、申立人11名へのヒアリングが行われましたが、多くの懸念される問題が生じました。特に、審査役が再三にわたり JICA の立場に立った説明と質問を繰り返したことに疑問の声が上がりました。そこで、申立人の意向を受けた代理人は、8月15日に、「異議申立プロセスに関する見解」を審査役に提出し、「バイアス（偏った見方）」に基づく審査への懸念を表明しています<sup>viii</sup>。

さらに、申立人は、審査役がモザンビークはもとよりアフリカの政治社会状況、公用語のポルトガル語を理解せず、プロサバンナ事業のこれまでの出来事も十分把握していないことが、審査結果にネガティブな影響を及ぼす可能性が高いとの懸念を持つようになりました。そこで、日本の NGO に協力要請が行われました。以上の事態を受けて、私たち日本の NGO は、審査役の了解を得たうえで、8

月 21 日のヒアリング記録提出を皮切りに、11 月 2 日までに 120 点にのぼる追加資料を提出しました<sup>ix</sup>。また、以上の「見解」を重く受け止め、8 月 28 日には、JICA 理事長宛に「要請」を提出し、本件の審査の問題を指摘しています<sup>x</sup>。

以上の経緯を経た 11 月 1 日、審査終了日まで 5 日を残す形で、JICA は調査報告書（英語・日本語）を発表しました<sup>xi</sup>。同報告書の結論は、「JICA にガイドライン違反はなかった」でした<sup>xii</sup>。

私たち日本の NGO は、審査過程と調査報告書を詳細に検討した結果として、この審査が非常に懸念される不適切・不公正な手法に基づく不当なものであったとの結論をここに表します<sup>xiii</sup>。

また、この審査結果により、モザンビーク政府による人権侵害やガバナンスの問題が不問にされたとの誤解が生じ、厳しい圧力下にいる申立人の身に危険が及ぶことを強く懸念します。さらに、調査報告書発表から 2 週間以上が経過した現在も、日本語と英語版の報告書のみが公表され<sup>xiv</sup>、モザンビークの公用語で申立人が唯一読めるポルトガル語の翻訳は提供されておらず、依然として申立人が審査結果を確認できない状態に置かれていることにも抗議いたします。

この結果を受けて、現地では申立人を含む事業に異議を唱える人びとに対し、異議申立書に人権侵害の中心人物として記される州農務局長が攻撃的な発言を再開させています<sup>xv</sup>。また、プロサバナ事業の中心地であるナンプーラ市の野党系市長が、先月 4 日の「平和の日」に何者かに暗殺され、地元紙はこれを「民主主義の構築への強い逆風」「表現の自由への侵害」と報じるなど<sup>xvi</sup>、来年の地方選挙に向けて政情不安が増しています<sup>xvii</sup>。

現在、調査報告書に関する詳細な分析を作成しておりますが、申立人が依然として自らの言語の調査報告書を受けとっておらず、それへの意見を表明できない状態に置かれたままであることを踏まえ、また上記の事態の緊急性を鑑み、この不当な審査結果が一人歩きすることを懸念し、この声明を広く発信していく決意を表します。

（特定非営利活動法人） アフリカ日本協議会  
（特定非営利活動法人） 日本国際ボランティアセンター  
モザンビーク開発を考える市民の会  
ATTAC Japan  
No! to landgrab, Japan

<sup>i</sup> 異議申立書の日本語版

[https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/objection\\_170517.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/objection_170517.pdf)

但し、JICA が準備した日本語の翻訳は、表現の強度において原文に忠実に訳されておらず、大臣をはじめとする政府要人の人権侵害に相当する発言の表現は極めて弱いものになっている。例) 原文 “*E lembre-se, qualquer um que pisar no meu caminho, receberá imensa dor*” は、JICA の日本語訳では、「私の邪魔をする人は酷い目にあいます」となっているが、直訳では「覚えておけ、私の道の前に足を踏み入れる奴は、ひどく痛い目に遭わせるぞ」である。

<sup>ii</sup> モザンビーク市民社会組織から JICA 理事長宛の公開書簡「プロサバナにおける JICA の活動に関する抗議文」（2017 年 2 月 17 日）[http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/activities/ps20170217open\\_letter.html](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20170217open_letter.html) 外務省・JICA 理事長宛の「3 カ国市民社会によるプロサバナ事業に関する共同抗議声明・公開質問 ～政府文書の公開を受けて～」（2016 年 8 月 26 日）

<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2016/08/20160829-prosavana-ticadvi.html>

日本の NGO から JICA 理事長宛の公開質問「プロサバナ事業における JICA による社会介入関与の継続可能性について」（2017 年 4 月 26 日）

<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2017/06/20170627-jica.html>

日本の NGO から JICA 理事長宛の緊急抗議・要請「『JICA によるモザンビーク農民・市民社会来日者への弾圧の試みについて』とそれに対する回答について」(2016 年 12 月 21 日)

<http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2016/12/20161221-prosavana.html>

<sup>iii</sup> [https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/result\\_170517.pdf](https://www.jica.go.jp/environment/ku57pq0000205x3b-att/result_170517.pdf)

<sup>iv</sup> <https://www.jica.go.jp/environment/objection.html>

<sup>v</sup> <http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-261.html>

<sup>vi</sup> 「JICA 環境社会配慮ガイドラインに基づく地域住民による異議申立 (ProSAVANA 事業) に関する要請」(2017 年 7 月 21 日) <http://www.ngo-jvc.net/jp/projects/advocacy-statement/2017/07/20170721-prosavana.html>

<sup>vii</sup> 現在公開準備中。

<sup>viii</sup> “Our views regarding the objection procedures” (全 3 頁) が、8 月 15 日に審査役事務局にメールで提出されている。申立人と代理人に現在公開が可能かについて問い合わせ中である。

<sup>ix</sup> 右記サイトで順次公開。[http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/activities/ps20171105.html](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20171105.html)

<sup>x</sup> 「JICA 環境社会配慮ガイドライン改定に向けたレビュー調査に関する要請書」

<http://www.ngo-jvc.net/20170912-environment-guideline.pdf>

「添付 17 プロサバナの事例に関する詳細」

<http://mozambiquekaiatsu.blog.fc2.com/blog-entry-281.html>

<sup>xi</sup> 2017 年 10 月 29 日には、日本の NGO 窓口から、モザンビーク農業大臣の人権侵害現場の証言記録が同席者によって手配されており、11 月 1 日中には他の追加文書のすべてとともに提出されるとのメールが審査役 (松下名誉教授、金子教授) と審査役事務局宛に送られており、証言記録が 10 月 31 日午前 9:38 に 1 通 (ブラジル市民社会)、11 月 1 日午前 7:19 に 1 通 (日本市民社会) から送られ、事務局により受領も確認されているが、この内容を踏まえないままに「客観的証拠なし」として、大臣による行為は不問に帰された (17 頁)。なお、追加文書の提出期限などの指定、あるいは 11 月 1 日の提出では間に合わないとの連絡は、審査役からも審査役事務局からもなされていない。

<sup>xii</sup> [https://www.jica.go.jp/environment/present\\_condition\\_moz01.html](https://www.jica.go.jp/environment/present_condition_moz01.html) (2017 年 11 月 16 日閲覧)

<sup>xiii</sup> 上記 (注 xi) の大臣の言動に関して、調査報告書には、「申立人へのインタビューからも、これらの発言内容について客観的に裏付ける追加情報は得られなかった」と記されているが (17 頁)、審査役から申立人へのヒアリング記録 (録音) には、そのような質問は一切行われていないことが確認されている (現在、審査役の質問部分だけ発表の準備を行っている。掲載は右記のサイトを予定

[http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/activities/ps20171105.html](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/ps20171105.html))。このように、審査体制そのものの独立性と、調査から分析・検討そして審査結果に至るプロセスにおける公正性・公平性・透明性・人道性に疑問が残る結果となっている。これらを含む詳細については、分析・評価報告書を近く発表する予定である。

<sup>xiv</sup> 同上リンク

<sup>xv</sup> 2017 年 11 月 6 日に開催された記者会見の録音記録から。この局長の発言について、調査報告では、「JICA はこれらの会合には参加しておらず、議事録などの直接の物的記録は存在しない」と記されているが (17 頁)、この会合に参加し、その内容を報道した政府系新聞の記事が申立書に記され、追加資料としても英語訳を付けて提出されている。[http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/activities/20171112/20140826.pdf](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/20171112/20140826.pdf) また、JICA の立ち会

[http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/activities/20171112/20140801.pdf](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/20171112/20140801.pdf) 農業大臣と州農務局長による発言集

[http://www.ajf.gr.jp/lang\\_ja/activities/20171112/20150831.pdf](http://www.ajf.gr.jp/lang_ja/activities/20171112/20150831.pdf)

<sup>xvi</sup>

<http://clubofmozambique.com/news/murder-of-nampula-mayor-represents-a-hard-blow-to-the-construction-of-a-state-of-democratic-rights/> 現在も犯人は捕まっておらず、暫定市長が突然投獄され、中央政府・与党が市政に関与を強めている。

<sup>xvii</sup> 南部のガザ州では、先月頭に野党 MDM の党支部が焼き討ちされているが、警察がこの件に取り組もうとしないと批判されている。

<http://clubofmozambique.com/news/mdm-headquarters-in-gaza-torched/>

### **Peoples' Declaration**

The 3<sup>rd</sup> Peoples' Triangular Conference organized by the No to ProSavana Campaign on October 24 and 25, 2017, gathered around 200 people, among them peasants, representatives of social movements, non-governmental organizations, faith-based organizations, academics, students, activists, people of good faith and members of the No to ProSavana Campaign from the three countries (Mozambique, Brazil and Japan) with a view to profoundly and democratically reflect Mozambique's development model.

The conference takes place in a context in which the Mozambican government has prioritized the development model based on the private sector, particularly "public-private partnerships", which has consequently led to the entry and implementation of large national and foreign investments in agriculture focused on agribusiness, mining and hydrocarbons in key development corridors.

We, the peoples connected by the No to ProSavana Campaign and other participants, analyzed and discussed the national conjuncture and verified the following:

1. The prioritization and insistence on non-inclusive policies and programs that do not respond to the needs, challenges and will of the peasant class.
2. Massive private investment in agribusiness, with emphasis on ProSavana, PEDEC, the New Alliance for Food and Nutrition Security, the Nacala logistics corridor development program and the Sustenta program. These have as main focus the large-scale production of monocultures, mostly commodities to provide to the external market.
3. The ongoing and proposed programs have promoted the use of GMO seeds to the detriment of native seeds and the peasant way of life.
4. Most projects are implemented in the territories of peasants that are justified and validated by deficient and contested public consultations. They also devalue and disrespect the values and cultural patrimonies (cemeteries and sacred places, burial places) of the peoples.
5. Numerous cases of conflicts and land grabbing in peasants' territories by large agribusiness investments including ProSavana. These practices have led to the involuntary displacement of peasants and rural communities.
6. Occurrence of threats by local authorities, cooptation and marginalization of peasants and leaders of social movements who oppose ProSavana.

In light of the above findings, we, the peoples of Mozambique, Brazil and Japan present at this Conference, demand and denounce:

1. We reject the model of exclusionary and discriminatory development based on the agribusiness that is imposed on us, since it is based on the expansion and accumulation of capital by large investors and is based on the production of profit and not on the well-being of the peoples.
2. We demand respect for the culture and knowledge of the peasant class.

- 
3. We demand a process of discussion and creation of a peasant agriculture plan, from the bottom up, where the challenges, needs and expectations of peasants will have to be discussed and the Plan formulated.
  4. We demand that the government of Mozambique and its partners respect the Constitution of the Republic and other laws in force in the country.
  5. We reiterate our position on the No to ProSavana Program and similar programs under way in the six main development corridors, the model they represent and the way in which they were conceived and imposed on the Mozambican people.
  6. Peasants and other participants refuse to implement the ProSavana program once again.
  7. We encourage the Mozambican government to focus on peasant-based agriculture, which is the guarantor of food sovereignty, providing among other things like, incentives for peasants to increase their production area, production and productivity with specific interventions such as extension services, access to productive infrastructures.
  8. We reaffirm our determination to strengthen the fight for the defense of our heritage, making it the only way to guarantee food sovereignty.
  9. We demand that the Mozambican government adopt policies and strategies that encourage and support peasants to use their native seeds and to maintain their local production systems.
  10. We reject the intention of the Mozambican government and cooperation partners (USAID, Melinda & Bill Gate Foundation, RockFellers Foundation among others) to introduce the use of genetically modified seeds in Mozambique.
  11. We encourage the government to scrupulously observe the Land Law and the Article 109, paragraph 3 of the Constitution of the Republic and ensure its implementation. In addition, we repudiate the recent approval of the decree that provides the revision of the Land Law to accommodate capitalist interests.
  12. As peoples, we will continue to fight for the common good, establish alliances of solidarity with peoples of other nations, and collectively discuss alternatives to the imposed development model.

Finally, we extend our invitation and appeal to all social movements, civil society organizations, rural communities and all citizens in general for a broad mobilization, engagement and organization of a common front of resistance to this model of development on which is based on agribusiness and to build the alternative model based on the well-being of people. As united peoples, we will continue to be engaged in the fight against inequalities, against all forms of injustice and discrimination, as well as in the defense of our rights and interests regarding access to and control of land, native seeds, water, forests, air, property and cultural heritage and common histories.

***No to ProSavana!***

Maputo October 25, 2017

1. **議題案名**:『現在のカンボジア政治状況と、日本政府による対カンボジア外交政策・ODA政策』
2. **議題の背景**: 1991年10月のパリ・カンボジア包括和平協定が成立して26年、また1993年5月の国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)管理下総選挙および、憲法制定議会から24年が経過する。2013年の第5回総選挙以後、とくにこの1-2年、政治・人権状況が極端に悪化している。NGOスタッフの逮捕・拘留、政治評論家の暗殺、メディア(英字新聞、ラジオ局)の事実上の廃刊・廃局、最大野党『救国党』党首の逮捕・拘留、野党議員への暴力や逮捕、政府高官による軍隊の利用の示唆(8月末の野党本部の包囲など)、政党法・選挙法の改正(政党の解散の要件、解散させられる政党議席の他党への移転)などが続いている。その結果、9月『救国党』議員55名のうち、20名以上が国外へ避難した。事実上、同党は活動不能の状態である。さらに11月16日、最高裁は最大野党『救国党』の解散を決定し、党幹部118名の政治活動停止を命じた。選挙法の改正に基づき、その後、同党の55議席は、フンシンペック党、クメール愛国党、クメール経済開発党の3つの小政党に44議席、与党人民党に11議席与えられる。与党合計は、79議席。2013年総選挙において最大野党に投票した人々の意思は無視されたことになる。
 

日本をふくむ国際社会による支援と、カンボジア側の努力によって成立した、カンボジア包括和平協定およびUNTAC総選挙以降の四半世紀で、カンボジア社会は、民主主義・人権への意識を高めてきた。カンボジアNGOはカンボジア政府、各国政府、国連および国際機関、国際NGOなどと協力し、地域開発(農業・農村開発、保健、医療など各分野)、福祉、人権、環境、選挙監視など多くの領域で能力を向上し発揮してきた。現在、NGOをふくむカンボジア社会・人々の間では、現在の逆行に対して不安感が高まり、自由にものが言えないと感ずる状況が生まれている。

この状況下、来年2018年7月29日に総選挙(投票・開票)が予定されているが、自由・公正選挙にふさわしい環境で出来るのか、危ぶまれている。カンボジアの和平や総選挙、またその後の復興協力、法整備支援、選挙支援などに一千億円単位の多額の資金、エネルギー、人材を投入したことにおいて、また開発効果に関する国際的な議論の中で、自由・公正選挙を可能にする環境の重要性が繰り返し唱えられてきたことから、日本政府の判断が問われている。他方、カンボジア社会・NGOでは、日本政府の仲介、アドバイスなどで、状況が好転する可能性への期待もある。
3. **議題に関わる問題点(議題に上げたい理由)**:
  - ① 極端に悪化したカンボジアの現在の政治・人権状況について、日本政府・外務省がどのように評価・判断し、具体的に対応していくのかを明確にしたい。
  - ② カンボジアの政府・与党は、形式的には法(政党法、メディア法、NGO法など)と税制度等を利用して、野党への圧力、批判的なメディアへの圧力、また人権、環境、選挙監視のNGOへの圧力を続けているように見える。過去約25年間、法整備支援をふくむ巨額の支援を行ってきた日本政府・外務省の責任を明確にしたい。

- ③ 日本の開発協力大綱など、おおむねの理念と現行の開発協力・援助にずれが生じている。大綱では、“国内紛争、政治的不安定や地理的、気候的諸条件等に起因する様々な脆弱性ゆえに成長から取り残されている国々では、人道支援に加え、脆弱性からの脱却のため、平和・安定や法の支配・ガバナンス、民主化といった安定的な開発の基盤を確保し、さらに開発の歯車を始動させることが喫緊の課題となっている。”と記され、さらに、II. 重点政策、(1)重点課題においては、貧困および格差問題への取り組みと合わせて、“我が国はそうした発展の前提となる基盤を強化する観点から、自由、民主主義、基本的人権の尊重、法の支配といった普遍的価値の共有や平和で安定し、安全な社会の実現のための支援を行う。”という基本的な考え方が示されている。この重要点の周知と実施を求めたい。
- ④ 今年7月に作成された対カンボジア王国国別開発協力方針、重点分野(3)ガバナンスの強化を通じた持続可能な社会の実現の中に、「民法・民事訴訟法等に関する法制度整備・法曹人材の育成、選挙改革などの民主主義の更なる定着に向けた取組」への支援をするとある。これまでも日本政府は人材育成・能力強化などを通じてこの取り組みへの支援をしてきたが、民主化と逆行する現行の政治状況をふまえて、これを黙認するような援助を漫然と継続するのはODAの指針や理念と矛盾すると考える。援助の効果・成果、課題を検証し、見直すが必要だと考える。

#### 4. 議題の論点(定期協議会の場で主張したいことや、外務省に聞きたいこと):

- ① 【主張】 カンボジア包括和平協定やUNTAC総選挙実施およびその後のカンボジアに対して、協力・援助を実施してきた日本政府は、援助の目的と結果のギャップを直視する必要がある。この政治状況で、来年2018年7月、自由で公正な総選挙の実施は危ぶまれている。もし法整備支援、選挙支援を続けるなら、日本—カンボジア間でその成果や課題を確認するための検証メカニズムの導入が必要である。
- その具体化のためのNGOらステークホルダーとの協議を早急に開始することを求める。
- ② 【質問】 カンボジア包括和平協定およびカンボジア憲法では、自由、民主主義、人権が、カンボジアの正常な復興、開発の基礎とされている。これまでこれらの基本点は尊重されつつカンボジア社会は発展してきたと考える。その観点からカンボジアの現在の政治・人権状況をどのようにとらえているか。
- ③ 【質問】 現地社会では、カンボジアの政治・人権状況が悪化する中で、日本政府が和解や事態の調停に向けて大きな役割を果たせるだろう、果たしてほしいという期待がある。今後、与野党間の話し合いおよび可能な和解などに向けて、どのような働きかけを考えているか。また人権NGOなどへの解散命令などに関して、日本政府がなんらか働きかけを行い、アドバイスを行うことがあるか。
- ④ 【質問】 2018年総選挙が、事実上の「一党総選挙」になる可能性が強いなか、日本政府が選挙支援を従来のまま続けるのか。実質的に公正で自由な選挙と国際的に評価されない選挙結果も受け入れるのか。どのような改善を促し、助言するのか。どんな状態になれば選挙支援を見直し、中断することがあるのか。

- 氏名：熊岡路矢
- 役職：共同代表世話人
- 所属団体：カンボジア市民フォーラム

**国連人権高等弁務官事務所 発表(2017年11月17日、ジュネーブ)****【仮訳】**

- UNCHR(国連人権高等弁務官)は、カンボジア国内の自由な報道、市民社会に対する取り締まりと同時に、最高裁による主要な野党の解党決定をうけて、来年のカンボジアにおける、信頼に足る、自由で公正な選挙実施について深く憂慮すると述べた。

最高裁法廷は、内務省が「主要野党が政府に対して、いわゆる“カラー革命”を企図している」ということで訴えていた、その政党を解散した。全体で118名の野党 CNRP(=カンボジア救国党)メンバーは5年間、政治活動を禁じられた。

政党の解散は、2013年に、現政権に対するチャレンジに関する草の根政治戦略について述べられたコメントに関連して、「国家転覆」の容疑により、CNRP 代表、ケム・ソカーの逮捕につづき行われた。

「効果的な複数政党制の民主主義は、恫喝や脅威にさらされることなく、自由に活動できる野党が必要である。同じことが、信頼できる自由で公正な選挙にも同じことが言える。」と、国連人権高等弁務官、ザイド・ラード・アル・フセインは述べた。

「CNRP(『救国党』)とその党員に対して法を利用するということは、煙幕である。それは法治であって、法治ではない。CNRP とそのメンバーへの告訴は曖昧であった。その政党を解散させる告訴を支える法的条文も曖昧であった。」と述べ、さらに、CNRP の解散は、法廷で証明されなかった、ケム・ソカーの犯罪行為に基づいて行われた、と付け加えた。

ザイド氏は、今回の政党解散と党員の活動禁止は、カンボジア王国政府による他の分野への締め付けに関しても憂慮させられる。この数か月、政府はいくつかのメディアと同様、市民社会グループを閉鎖し、活動停止させた、さらに独立系のジャーナリストと非政府機関のメンバーを標的にしてきている。

民主主義の必須の構成要素は、時に政府に対して批判的である、NGO やメディアをふくめ、活気ある市民社会である。とザイドは言う。市民社会に制限を課し、彼らのスペースを縮小することは、カンボジアが発展し、平和を維持し続けるために必要な創造性、発明、独創性を圧迫するだけである。同様に、報道の自由は、人々が政治的および他の課題について情報を得るのに必須なものであり、それがあって、人々は責任ある、また関与する行動者となる、と言った。人々は、自らの国の政治事情に関して自由に討議し議論出来る必要がある。CNRP 解党は、300万人の代表権を奪った。

以上

(在カンボジア日本国大使館 資料から)

[文書名] 「カンボディア紛争の包括的な政治解決に関する協定」及び「カンボディアの主権、独立、領土の保全及び不可侵、中立並びに国家統一に関する協定」

[場所] フランス、パリ

[年月日] 1991年10月23日

[出典] 条約集（多数国間），平成3年，外務省編集，471，477-524頁。

[全文]

平成 三年 十月二十三日 パリで作成

平成 三年 十月二十三日 効力発生

平成 三年 十月二十二日 署名の閣議決定

平成 三年 十月二十三日 署名

平成 三年 十二月十三日 告示

(外務省告示第六二四号)

#### 附属書五 カンボディアの新たな憲法の諸原則

1 憲法は、国の最高法規とする。憲法は、立法府による承認、国民投票及びこれらの双方を含む所定の手続によってのみ改正することができる。

2 カンボディアの悲劇的な近年の歴史は、人権の擁護を確保するための特別の措置を必要とする。したがって、憲法には、生命に対する権利、個人の自由、安全、移動の自由、宗教、集会及び結社（政党及び労働組合を含む。）の自由、適正な手続及び法の下での平等、財産の恣意的な剥奪又は正当な補償のない私有財産の剥奪からの保護並びに人種、民族、宗教及び性による差別からの自由を含む基本的権利の宣言を含む。憲法は、刑法の遡及的な適用を禁ずる。基本的人権に関する宣言は、世界人権宣言及びその他関連する国際文書の規定に合致したものとす。権利を害された個人は、法廷にこれらの基本的権利を裁定させ及び執行させる権利を有する。

3 憲法は、カンボディアの主権国家並びに独立及び中立国家としての地位並びにカンボディア国民の国家の統一を宣言する。

4 憲法は、カンボディアが多元主義に基づく自由民主主義体制をとる旨を規定する。憲法は、定期的かつ真正な選挙について規定する。憲法は、普通かつ平等の選挙権に基づき投票し及び選出される権利について規定する。憲法は、選挙の手続が選挙の過程を組織し及びこの過程に参加するための完全かつ公正な機会を提供することを条件として、秘密投票による投票について規定する。

(法務省資料から)

## カンボジア王国憲法

### 前文

我々、カンボジア国民は、ダイヤモンドの如く威信が光り輝き、偉大な文明を持ち、繁栄し、豊かかつ広大な領土を持ち、栄光に満ちた国家の歴史を有し、この数十年間にわたり、苦悩及び破壊に陥り、没落という非常に残念な経験を持ち、そのことを反省し、国家の統一を強化し、貴重な領土、主権及びアンコール文明を守り抜き、民主主義、多党制、人権保障、法の遵守及び国家の将来に対する高い責任感をもって「平和な島」を再建し、永続的な繁栄及び豊かさを達成するために、みんなで一致団結して立ち上がる。  
上記のように固く決意をして、ここで本憲法を制定する。

### 第 4 章

#### 政治制度について

##### 第 51 条(新)

カンボジア王国は、多党制自由民主主義制度の下で政治を行う。

クメール国民は、祖国の将来の主体である。

すべての権力は、国民に属する。国民は、自分の権利を国民議会、上院議会、政府及び裁判所を通じて行使する。

立法、行政及び司法の権限は、分立とする。

| 年月            | 政治体制・政党・選挙、出来事   |
|---------------|--|
| ～1953年        | フランス植民地時代  |
| ①1953/11/09   | 独立 以後、シハヌーク時代『カンボジア王国』王政   |
| ②1970/03/18   | シハヌーク国元首追放のクーデター。ロン・ノル時代『カンボジア共和国』共和制  |
| ③1975/04/17   | クメール・ルージュ(KR)勝利 ポル・ポト時代『民主カンブチア』共産制  |
| ④1979/01/07   | ベトナム軍および「カンブチア救国民族統一戦線軍」、プノンペンに入城。ポル・ポト政権を放逐。(ソ連、ベトナム型の社会主義体制) 生き延びるための政権                      |
| 1979/01/12    | 『カンブチア人民共和国』樹立。「カンブチア人民革命党」ヘン・サムリン等が指導者  |
|               | 新たな内戦の時代。ベトナム政府・軍の支援を受けた、プノンペン政権対ゲリラ3派【民主カンブチア亡命政権】による内戦。                                      |
| 1989～91       | 国名称『カンボジア国』変更。移動の自由、土地使用権売買、和平成立を意識。   |
| 1991/10/23    | カンボジア紛争 4 派と関係 18 カ国による「カンボジア紛争の包括的な政治解決に関する協定」(パリ和平協定)締結                                      |
| 1992/03/15    | 明石康国連事務総長特別代表、プノンペン着任。国連カンボジア暫定統治機構(UNTAC)による平和維持活動(PKO)開始                                     |
| 1993/5/23～28  | UNTAC 管理下による制憲議会選挙の実施、投票率 89.04%。人民党 38.2%(51 議席)、FUNCINPEC45.5%(58 議席)。紛争 4 派のうちポル・ポト派は選挙から離脱 |
| ⑤1993/09/24   | 『カンボジア王国』新憲法発効。シハヌーク殿下が国王に復位。シハヌーク国王、ラナリット殿下を第 1 首相、フン・セン氏を第 2 首相に指名し王国政府発足                    |
| 1997/07/05～06 | ラナリット第 1 首相派部隊とフン・セン第 2 首相派部隊、プノンペンで軍事衝突(「7 月政変」)。フン・セン派の勝利に終わる                                |
| 1998/04/16    | タイ国軍、アンロンヴェンにて、ポル・ポトの死亡を確認   |
| 1998/07/26    | 第 2 期国民議会選挙実施。人民党 64 議席、フンシンベック党 43 議席、サム・ランシー党 15 議席  |
| 1999/03/06    | KR 幹部タ・モクをタイ国境地帯で拘束し、プノンペンに移送。ポル・ポト派の終焉  |
| 1999/04/30    | カンボジア、ASEAN 加盟   |
| 2003/07/27    | 第 3 期国民議会選挙実施。人民党 73 議席、フンシンベック党 26 議席、サム・ランシー党 24 議席  |
| 2004/10/29    | シハヌーク国王退位。シハモニ殿下、新国王陛下に即位  |
| 2006/03/02    | 国会、憲法を大臣会議形成に必要な賛成数を定数の 3 分の 2 から過半数に改正  |
| 2008/07/27    | 第 4 期国民議会選挙実施。人民党 90 議席、サム・ランシー党 26 議席、人権党 3 議席、フンシンベック党 2 議席                                  |
| 2012/10/15    | ノロドム・シハヌーク前国王崩御  |
| 2013/07/28    | 第 5 期国民議会選挙実施。人民党 68 議席、救国党 55 議席  |
| 2014/07/22    | サム・ランシー救国党党首とフン・セン首相の対談が実現。選挙制度改革に合意し、約 1 年間の政治的こう着状態が解消                                       |
| 2015/08/24    | カンボジアNGO法成立。救国党党首サム・ランシー氏に逮捕状、海外亡命状態に  |
| 2016/02 月末～   | 救国党副党首クム・ソカー氏のスキャンダルから、訴訟問題に発展   |
| 2016/04/28    | クム・ソカー氏のスキャンダルに関連して「証人の買収」罪容疑で ADHOC スタッフおよび元スタッフ 5 名を逮捕、拘束(2017 年 6 月 29 日保釈)                 |
| 2016/07/10    | 著名な政治評論家カエム・ライ氏、暗殺される  |
| 2016/12/02    | クム・ソカー氏に恩赦。12/12 サム・ランシー氏、救国党党首を辞任   |
| 2017/02/20    | 国会、人民党議員の賛成によって政党法の改正案を可決  |
| 2017/09/03    | 救国党党首クム・ソカー氏を国家転覆罪容疑で逮捕、拘束。  |
| 2017/09～10 月  | 政党法に基づき、与党が「救国党」の解散を求める手続きを開始。野党議員 20 名以上(ムー・ソクア副代表など)カンボジアを離れる。                               |
| 2017/10/17    | 改正選挙法成立。野党が解散された場合、議席が人民党等に配分される。  |
| 2017/11/16    | カンボジア最高裁 最大野党「救国党」解散を命令。幹部 118 名の政治活動禁止  |
|               | 救国党の 55 議席を、フンシンベック(41)、人民党(11)、他二党(3)に与える   |
|               | 地方議会では、与党が「救国党」の議席を吸収し 95%以上の議席を占める。   |
| 2018/07/29    | 来年 2018 年第 6 期総選挙が予定されている。事実上の一党選挙になる可能性。(以前は、政権交代もありうるという観測があった。)                             |

【出所】アジア経済研究所『アジア動向年報』、プノンペン・ポストを基に作成。